



令和 8 年 7 月 6 日

札幌開発建設部

## 2 機関合同の取締りを行いました

～特殊車両取締りは違反なし！～

札幌開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

また、特殊車両の取締りと合同で、北海道運輸局が脱輪事故防止のための大型車のホイール・ナット点検及び不正改造車並びに無車検車排除のための検査を行いました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性があります。また、橋や路面舗装を傷つけたり、道路付属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。

札幌開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

### 記

- 実施日時 令和8年6月23日（火）14：00～15：00
- 実施場所 一般国道275号 江別市角山駐車場（江別市角山：別紙参照）
- 取締結果

(1) 札幌開発建設部 (特殊車両)	計測車両	1台	違反なし
(2) 北海道運輸局 (脱輪防止)	検査車両	2台	ゆるみのある車両なし

### 【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行制度への一層のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000420.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html)

【特車取締りに関する問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

特定公物管理対策官 牧野 恒（電話番号 011-611-0313 ダイヤルイン）

上 席 専 門 官 鹿嶋 崇（電話番号 011-611-0313 ダイヤルイン）

札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>



【ホイール・ナット点検、不正改造車排除のための検査、無車検車の取締りに関する問合せ先】

国土交通省 北海道運輸局 自動車技術安全部 技術課

課長補佐 柴田 和哉 （電話番号 011-290-2753）

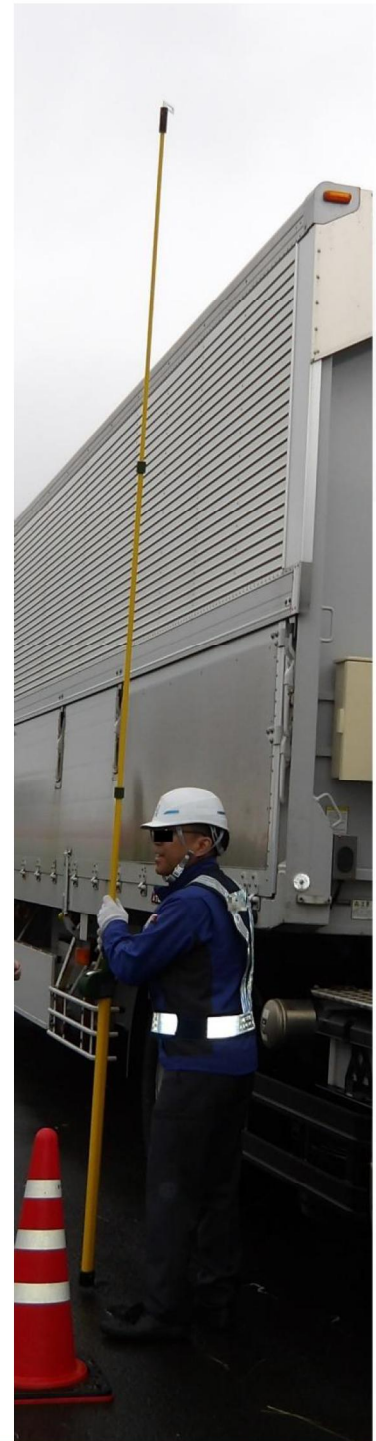
専門官 谷原 陽介 （電話番号 011-290-2753）

## 6月23日の合同取締りの様子

### 札幌開発建設部



特殊車両の幅を計測



特殊車両の高さを計測

### 北海道運輸局



ホイール・ナットの点検調査

# 位置図

別紙

## 広域図



国土地理院地図 (電子国土Web)

## 詳細図



国土地理院地図 (電子国土Web)

**STOP!**  
無許可  
運行

# 特殊車両の通行には 許可が必要です!!

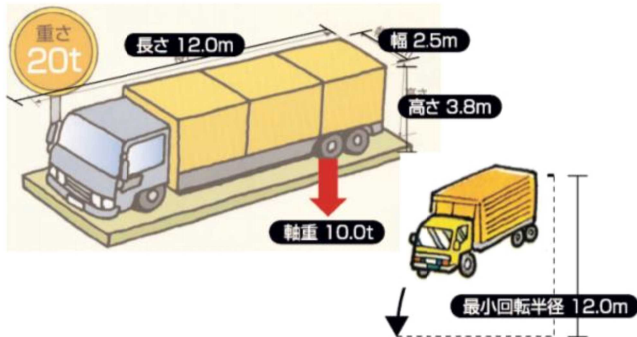
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



## 特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けると、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



## みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

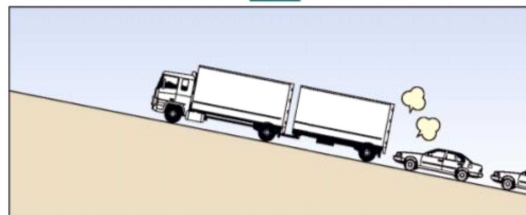
## 重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや  
わだちなどの発生。

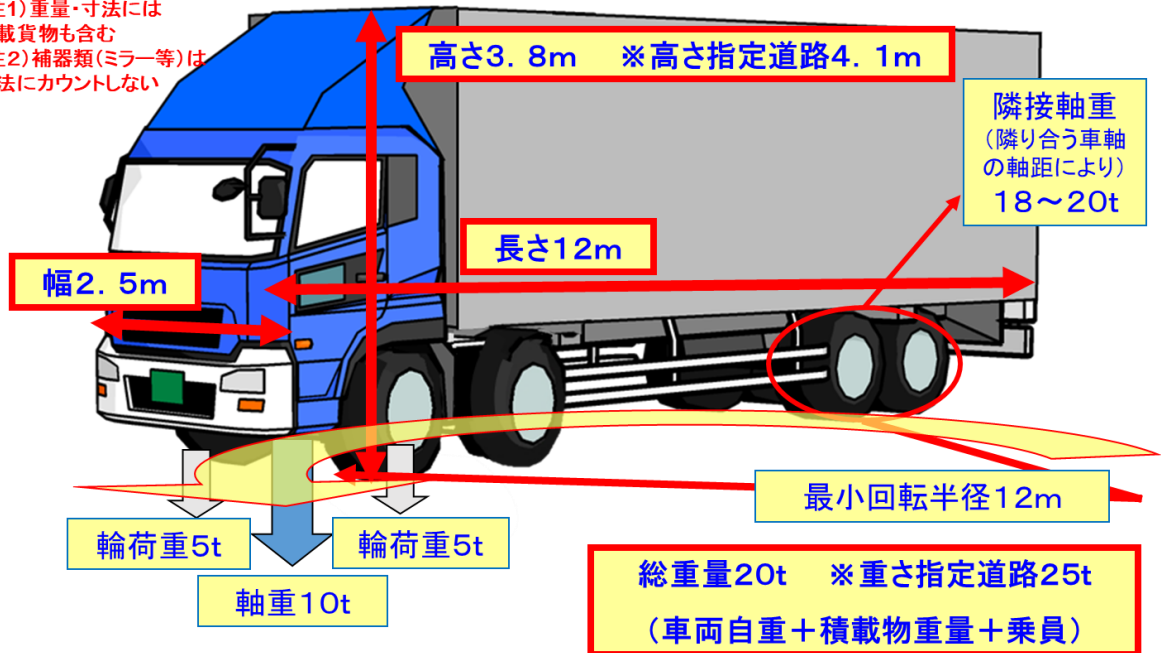


●舗装のひび割れの様子。

# 特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R8.4.1時点)

## 1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

(注1)重量・寸法には  
積載貨物も含む  
(注2)補器類(ミラー等)は  
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、  
通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

## 2 特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

### ①特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkd-sp-info-tokusya@mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目(4階北側)

### ②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局 (関東地方整備局内: 土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要!】

特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版) 【制度や手続等。必携です!】

[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000783880.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf)

特車ポータルサイト

特車通行確認・特車通行許可  
特殊車両通行申請手続き

### ③特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て) 特車登録センター

特車登録センター ((一財)道路新産業開発機構 (HIDO)) ※

HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構  
Highway Industry Development Organization

土日祝除く9:00~17:30 ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948 (トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/> 【即日通行が可能です!】

# だつ<sup>ズ</sup>りん防止!!

SEVERE WARNING! TRUCK TIRE DETACHMENT.

## 大型車の車輪脱落を防ぐ5つのポイント

### 1 落とさぬための点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



### 2 トルクレンチで適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。



### 3 さびたナットは清掃交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆びやゴミ、追加塗装を取り除きます。



### 4 ナット・ワッシャーの隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのネジ部とナット、ワッシャーの隙間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。



### 5 一日一度は緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目で見えて手で触るなどして点検します。



ホイールナットの締め付け方法や  
注意点は裏面をチェック!



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ  
[https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/wheel_fall_off/)



# 不正改造車を排除する運動



**不正改造は犯罪です**



**大迷惑**

**ダサい!**

不正改造車の使用者  
**整備命令の発令**

**違法**

不正改造を実施した者  
**6ヵ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**

不正改造車  
迷惑黒煙車  
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
  - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を  
排除する運動  
ホームページ



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本RV協会